

[参考]

現行憲法は「不磨の大典」なのか

高井 晋

アジア・太平洋地域の安全保障環境は大変厳しくなり、中国による尖閣諸島奪取まで囁かれる今日、わが国周辺の国際情勢の急激な変化は、わが国の安全が現行憲法で保障され得るのかとする議論を醸し出した。2012年12月の安倍首相の誕生により、現行憲法の改正の期待が高まり、俄かに現実味を帯びてきた。これまで、短期間政権を担当した綱領を持たない民主党はいざ知らず、長期に亘って政権を担ってきた旧来の自由民主党は、憲法改正の議論を正面から取り上げてこなかったからである。

現行憲法を改正するための手続きは、各議院の総議員の三分の2以上の賛成により国会が発議し、特別の国民投票で過半数の賛成が必要とされている(第96条)。改正手続きのハードルの高さ故に硬性憲法とされる現行憲法は、長い間、「不磨の大典」(不滅の立派な大法典)とされ、改憲は議論の対象となり難かった。各野党やマスコミ、加えて「進歩的文化人」といわれる人たちが、現憲法が異常に大切に維持してきたこともまた事実であった。

自由民主党は、1955年11月15日に立党を宣言し、「内に民政を安定せしめ、公共の福祉を増進し、外に自主独立の権威を回復し、平和の諸条件を調整確立する」使命と任務を全うすることを誓った。同日採択された党綱領で、「平和主義、民主主義及び基本的人権尊重の原則を堅持しつつ、現行憲法の自主的改正をはかり、また占領諸法制を再検討」することを謳っていた。

その後、自民党は、2005年11月22日、「私たちは近い将来、自立した国民意識のもとで新しい憲法が制定されるよう、国民合意の形成に努めます。そのため、党内外の実質的論議が進展するよう努め」とする、新綱領を採択した。さらに、自民党が野に下った2010年1月24日、「平成22年(2010年)綱領」が採択され、「日本らしい日本の姿を示し、世界に貢献できる新憲法の制定を目指す」ことを政策の基本とした。自由民主党は、党綱領において「新憲法制定」あるいは「現行憲法改正」を謳いながらも、その実現が憚られてきたのであった。

西修駒澤大学名誉教授の研究によると、アメリカは、憲法(1787年制定)を1992年5月までに18回改正され、27か条が追補されている。その他の諸国では、1831年制定のベルギー憲法は1996年から2008年の間に24回の改正で82条が追補され、1901年制定のオーストラリア憲法は1977年までに5回、1937年制定のアイランド憲法は2011年までに29回、1947年制定のイタリア憲法は2012年までに16回のべ43か条、1949年制定のドイツ憲法は2012年までに59回のべ200か条、1949年制定のインド憲法は2012年までに97回それぞれ改正されている。このように諸外国は、国内外の情勢変化や時代の進展に対応して頻繁に憲法を改正している。

フランスは、1958年制定の憲法を2008年までに24回改正したが、2008年の改正は全条文の約半分の47か条に及ぶものであった。日本国憲法は、制定当時と今日とではわが国を取り巻く国際情勢並びに安全保障・軍事環境が激変したにもかかわらず、1946年に制定されて以来一度も改正されていない。世界で成典化憲法を保有する188か国中で制定年が古い方から14番目の現憲法は、自民党が綱領で憲法改正を謳って以来、すでに60年近くが経過しているが相変わらず無修正のままなのである。

(日本戦略研究フォーラム『季報』58巻2013年10月号所収)